（東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第六条　東京湾海上交通センターが運用する横浜船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成三十年海上保安庁告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） （削る） イ　（略） (1)　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（海交法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等 (2)　千葉航路、市原航路、東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路における港内信号（港則法規則別表第四に定める信号をいう。）の現状 (3)・(4)　（略） （削る） （削る） (5)　（略） (6)　東京湾を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況 (7)　東京湾における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況 (8)・(9)　（略）	（情報の提供） **第四条**　（略） 一　方法　ＭＦ無線電話、インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置 二　（略） イ　ＭＦ無線電話による場合 ロ　（略） (1)　イ（(3)に限る。）に掲げる事項 （新設） (2)・(3)　（略） (4)　千葉航路、市原航路、東京東航路、東京西航路、鶴見航路、京浜運河、川崎航路及び横浜航路における港内信号（港則法規則別表第四に定める信号をいう。）の現状 (5)　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（海交法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の浦賀水道航路入航予定時刻、船名、総トン数等 (6)　（略） （新設） （新設） (7)・(8)　（略）

（略）	（略）	（略）	二　英語を用いる場合　毎時の一五分及び四五分からのそれぞれ一五分間